

## 富士宮市飲食等事業者事業継続応援給付金 交付要領

### <事業の概要>

新型コロナウイルスの感染拡大により、経済活動に特に大きな影響が出ている飲食、観光業等の事業者に対して、事業継続を支え、再起の糧となるように給付金を支給します。

#### 1 対象事業者

飲食業、観光業、宿泊業、タクシー業、運転代行業を営む個人及び法人事業者であること。

個人事業者にあつては、市内在住で確定申告又は富士宮市に市県民税の申告をしていること。

法人事業者にあつては、市内に事業所を有し、富士宮市に法人市民税の申告をしていること。

※対象店舗は別表1のとおり

※複数の事業を営んでいる場合は、別表1に定める業種に関わる売上高が対象となる。

#### 2 支給の要件

次のいずれにも該当すること。

- (1) 2020年12月又は2021年1月のいずれかの月の売上高が前年同月比で30%以上減少していること。

※2020年中に事業を開始した事業者においては、2020年12月又は2021年1月のいずれかの月の売上高が開業月から2020年11月までの月平均売上高と比較して30%以上減少していること。

- (2) 今後も事業を継続する意思があること。
- (3) 市税に滞納がないこと。
- (4) 申請事業者の代表者、役員、使用人、従業員、構成員等が富士宮市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。

また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団員等が、申請事業者の経営に事実上参画していないこと。

### 3 給付対象外

次の各号のいずれかに該当する場合は、給付対象外となります。

- (1) 法人税法別表第一に規定する公共法人
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」及び当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者
- (3) 政治団体
- (4) 宗教上の組織若しくは団体
- (5) (1)から(4)までに掲げる者のほか、給付金の趣旨・目的に照らして適当でないと市長が判断する者

### 4 支給額

1 事業者につき 20 万円

※ 1 事業者につき 1 度の申請とする。

### 5 申請期間

- (1) 郵送の場合

令和3年3月4日（木）から同年4月30日（金）まで  
（4月30日（金）の消印有効）

- (2) 窓口提出の場合

令和3年3月8日（月）から同年4月30日（金）まで  
時間：9時から16時30分まで  
（土・日・祝日は除く。）

### 6 申請手続等

- (1) 申請書類

別表 2に定める申請書類を提出してください。必要に応じて追加書類の提出及び説明を求めることがあります。また、申請書類の返却はいたしません。

- (2) 申請書類等の入手方法

- ① 富士宮市ホームページからダウンロード
- ② 富士宮市商工振興課（4階）、市役所受付会場（地階010会議室）

(3) 申請書類の提出先

① 郵送の場合

(宛先) 〒418-8601

富士宮市弓沢町150番地 富士宮市役所 商工振興課 宛

※ 郵送方法は簡易書留に限ります。

※ 切手を貼付の上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ず御記載ください。

② 窓口提出の場合

富士宮市役所 飲食等事業者事業継続応援給付金受付会場（地階 010 会議室）

※ 新型コロナウイルス感染対策として3つの密を避けるために郵送での提出をお願いしています。また、窓口が混雑し長時間お待ちいただく場合や、早めに受付を終了する場合があります。

7 支給の決定

申請書類を受理した後、その内容を審査し、適正と認められるときは給付金を支給します。

8 不当利得の返還

申請者が虚偽又はその他不正な手段により給付金の交付を受けた場合には、給付金の全額返還を求めることとなります。

<問合せ先> 富士宮市役所 産業振興部 商工振興課

(電 話) 0544-22-1140

(問合せ時間) 8時30分から17時15分まで(土・日・祝日は除く。)

別表 1

## 対象事業者一覧

飲食業 (店舗内で飲食を提供するもの。)	食堂、ラーメン店、焼きそば店、喫茶店、居酒屋など
観光業	果物狩り施設、釣り堀施設、遊園地、サーキット場、博物館、ドライブイン、パラグライダー、ハングライダー、ラフティング、カヌー、カヤック、温泉、銭湯、ドッグラン、植物園、貸切バス業、旅行代理店
宿泊業	ホテル、旅館、キャンプ場など
タクシー業、運転代行業	タクシー業、運転代行業

※ 複数の事業を営んでいる場合は、上記の業種に関わる売上高のみが対象となります。

※ 市内に事業所を有し、富士宮市に法人市民税の申告をしている法人で、大法人との間にその大法人による完全支配関係がある普通法人等は市内の関係する法人を合わせて1事業者とみなす。(国税庁ホームページ タックスアンサー (よくある税の質問) 法人税 No.5432 措置法上の中小法人及び中小企業者 参照)

※ 下記の店舗は応援給付金の対象とはなりません。

- ①惣菜・弁当・和菓子・洋菓子・ドリンクスタンドなどの持ち帰り専門の店舗
- ②ケータリングなどのデリバリー専門の店舗
- ③イートインスペースを有するスーパーやコンビニ等の小売店
- ④自動販売機 (自動販売機内で調理を行うホットスナックなど) コーナー
- ⑤飲食スペースを有さないキッチンカー

別表 2

申請書類について

1	富士宮市飲食等事業者事業継続応援給付金交付申請書兼実績報告書
2	経営状況確認書（様式 1）
3	対象月（2020年12月又は2021年1月）の売上高がわかる書類 （売上台帳の写しなど）
4	売上高に関する書類 (1) 2019年以前から事業をされている方 対象月の前年同月（2019年12月又は2020年1月）の売上高が わかる書類 (2) 2020年中に事業を開始された方 開業してから2020年11月までの売上高がわかる書類
5	税の申告に関する資料 (1) 個人事業者 直近の確定申告書第一表又は市県民税申告書の写し (2) 法人事業者 直近の法人市民税申告書の写し ※2020年中に開業をして、申告の時期がきていない事業者においては、 「個人事業の開業・廃業届出書」、「事業開始等届出書」など、事業を開 始したことがわかる書類を提出すること。
6	営業実態の確認書類 （営業許可証の写しなど）
7	誓約書兼同意書（様式 2）
8	請求書（様式 3）
9	通帳の写し ※口座番号と口座名義人が記載されているページ